

関係各位

ワシントン条約の規制対象ではないことを証する輸出国の管理当局が発給した非該当証明書の取扱いについて（輸入）

ワシントン条約の規制対象ではないことを証する輸出国の管理当局が発給した非該当証明書（ノンサイテス）については、学術名や原産国等、ワシントン条約非該当の貨物であることの参考資料として税関へ原本の提出を依頼することがありましたが、経済産業省に対し、ノンサイテスの原本の取扱いについて改めて確認した結果、今後、上記提出の際は、原本の提出は不要となりました（※）。このため、輸入申告の際に、ワシントン条約非該当の貨物であることの参考資料として、ノンサイテスの写しをMSX業務（申告添付登録）により提出していただいた場合は、ノンサイテスの原本を提出していただく必要はありませんので、お知らせいたします（輸入公表三の八の（５）に該当する場合を除く。）。

（※）NACCS申告等における「輸入貿易管理令第3条等識別」欄及び「輸入承認証等識別コード」欄への入力は不要です。

輸入公表に定められたワシントン条約にかかるCITES輸出許可書等（輸出国の管理当局が発行した輸出を許可する書類等）については、引き続き原本の提出が必要となります。また、輸入公表三の八の（５）により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第二項に規定する希少野生動植物種の個体等については、ワシントン条約非該当であっても当該個体等の輸出を許可した輸出国の政府機関の発行する証明書の提出（原本）が必要ですので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

（輸入申告関係）

東京税関業務部通関総括第1部門

電話：03-3599-6337

（輸入貿易管理令関係）

東京税関業務部通関総括第2部門

電話：03-3599-6338